

○経済産業省令第 号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百五十八条第一項及び計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）第四条の規定に基づき、計量法関係手数料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

経済産業大臣 梶山 弘志

計量法関係手数料規則の一部を改正する省令

計量法関係手数料規則（平成五年通商産業省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

別表第一の三（第四条第二項関係）

特定計量器	一 〔略〕	二 質量計  イ 非自動は かり
試験	〔略〕	〔削る〕
一件につ いての減 ずる金額	〔略〕	〔削る〕

別表第一の三（第四条第二項関係）

特定計量器	一 〔略〕	二 非自動はか り  イ ひょう量 が二トン以 下のもので
試験	〔略〕	1 耐久性能に 係る試験 2 温湿度の影
一件につ いての減 ずる金額	〔略〕	5万五千 四百円 十七万五

あつて、検	響に係る試験	千四百円
出部が電気	3   一定時間が	十三万四
式のもの	経過した後の	千円
	状態の確認を	
	要する試験	
	4   スパン安定	十四万四
	性に係る試験	千三百円
	5   放射無線周	十二万千
	波電磁界イミ	三百円
	ユニテイ試験	
	6   無線周波電	五万四千
	磁界によつて	四百円
	誘導する伝導	

---



---



---



---



---



---



---

妨害に対する イミユニテイ 試験	7   サージイミ ユニテイ試験	600
でに掲げる試 験以外の電磁 環境の影響に 係る試験	8   5から7ま	7500
ア制御の電子 装置の追加要	9   ソフトウェア	8200
		700

								(1) 1
								ひょう
								量が二ト
								ン以下の
								ものである
								つて、検
								出部が電
								気式のも
								の
								1 耐久性能に
								係る試験
								2 温湿度の影
								響に係る試験
								3 一定時間が
								経過した後の
								状態の確認を
								要する試験
								4 スパン安定
								性に係る試験
								5 放射無線周
								波電磁界イミ
								五万五千
								四百円
								十七万五
								千四百円
								十三万四
								千円
								十四万四
								千三百円
								十二万千
								三百円

〔新設〕

〔新設〕  
件試験

〔新設〕

ユニテイ試験	6   無線周波電 五万四千
磁界によつて 四百円	6   無線周波電
誘導する伝導	6   無線周波電
妨害に対する	6   無線周波電
イミユニテイ	6   無線周波電
試験	6   無線周波電
7   サージイミ 三万八千	7   サージイミ
ユニテイ試験 六百円	7   サージイミ 三万八千
5から7ま 七万五千	8   5から7ま 七万五千
でに掲げる試 五百円	8   5から7ま 七万五千
試験以外の電磁	8   5から7ま 七万五千
環境の影響に	8   5から7ま 七万五千

<p>係る試験</p> <p>9 ソフトウェア</p> <p>ア制御の電子</p> <p>装置の追加要件試験</p>	<p>八万二千七百円</p>
<p>中欄2及び中欄3に掲げる試験を行う 必要がない型式にあつては、二十一万六千七百円とする。</p>	<p>中欄2及び中欄4に掲げる試験を行う 必要がない型式にあつては、二十二万七千円とする。</p>
<p>(2) ひょう</p> <p>1 アナログ</p> <p>ロードセルの性</p>	<p>三十四万 千八百円</p>

<p>[新設]</p>	<p>[新設]</p>	<p>[新設]</p>
<p>[新設]</p>		<p>[新設]</p>
		<p>[新設]</p>





3	2に掲げる試験以外の電磁環境の影響に係る試験	六十七万
4	スパン安定性に係る試験	三十四万 三千八百 円
5	1から4までに掲げる試験以外の試験	二十二万 七千 円

3	指示計及びアナログゲータ処理装置の性能に係る試験	四十二万 九千三百 円
4	ターミナル及びデジタルデータ処理装置の性能に係る試験 〔新設〕	二十万二 千八百 円

備考 表中の「」は注記である。	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">三・四 「略」</td> <td style="text-align: center;">「略」</td> <td style="text-align: center;">「略」</td> </tr> </table>			三・四 「略」	「略」	「略」	<p>中欄1及び中欄4に掲げる試験を行う  <u>必要がない型式にあつては、四十二万六  百円とする。</u></p>
	三・四 「略」	「略」	「略」				
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">三・四 「略」</td> <td style="text-align: center;">「略」</td> <td style="text-align: center;">「略」</td> </tr> </table>			三・四 「略」	「略」	「略」	<p>「新設」</p>	
三・四 「略」	「略」	「略」					

附 則

この省令は、公布の日から施行する。